

# 仙北市水道事業 水道料金改定資料

## 01.料金改定の背景

- ・近年の人口減少や節水機器の普及などにより、水道使用量が減少しており、収益も減少傾向で経営状況が悪化し、赤字傾向が続いています。
- ・水道施設や管路の多くが更新時期を迎え、老朽管や老朽施設の更新事業を計画しておりますが、財源確保が困難となっています。
- ・強靱な水道施設の構築と水道事業経営を持続するために料金の見直しが必要です。

## 02.料金体系

- ・「水道料金算定要領」に基づき新料金体系を検討しました。料金体系は、これまでと同じ「口径別」の料金体系で、従量料金は、これまでの「逓増・逓減制料金」から多くの自治体で採用されている、使用水量に応じた「逓増制料金」としました。
- ・水道料金改定後における、秋田県内他近隣事業体との比較を下記に示しました。

口径	基本料金	従量料金	計
●1か月20m <sup>3</sup> 当たり料金			
仙北市	1,540	3,190	4,730
大仙市(簡水)	830	3,670	4,500
大仙市(上水)	830	2,100	2,930
美郷町	605	2,915	3,520
※県内最高額			
小坂町	2,090	3,190	5,280
八郎潟町	1,320	3,960	5,280
・メーター使用料等を除く			

## 03.財政シミュレーション

- ・現在の水道料金では、人口減少等に伴う料金収入の減少による収益的収支の赤字が続く、内部留保資金は減少していくものと推測されます。令和5年度以降の老朽管等更新事業は必須であります。その財源不足を補うため、企業債の借入残高は増え、将来への負担が大きくなり、計画どおりの更新事業ができなくなる見込みです。
- ・新料金体系では、「水道料金算定要領」に基づき改定した場合、非常に高額な料金となり、近隣市町村との整合性がとれず、利用者にも理解が得られにくいことから平均改定率26.95%増の改定としました。改訂後の収益的収支は、一部建設計画を変更し企業債と内部留保資金を安定させております。算定期間内の内部留保資金は回復し、企業債残高は減少する見込みであります。
- ・以上より、必要な料金収入を確保することによって、老朽施設・管路等の更新費用を捻出し、安全安心な水を供安定的に供給することが可能となります。また、急激な負担の増加を緩和するため、令和6年9月1日から2年間、3回の段階的な改定を予定しております。

## 令和6年9月1日改定 (激変緩和措置による段階的改定)

令和6年9月1日～令和8年9月1日まで

急激な負担増加を緩和するため段階的な改定を実施  
 激変緩和1回目 令和6年9月1日  
 激変緩和2回目 令和7年9月1日  
 3回目 令和8年9月1日

## 現行・改定料金の比較

1か月20m<sup>3</sup>当たり料金 (単位:円)

口径	現行料金	改訂料金	差額
13	3,795	4,730	935
20	4,015	5,170	1,155

### 現行の水道料金表【1か月】

口径	基本料金 (円)	従量料金 1m <sup>3</sup> 当たり (円)								
		1~5 m <sup>3</sup> まで	6~10 m <sup>3</sup> まで	11~20 m <sup>3</sup> まで	21~30 m <sup>3</sup> まで	31~50 m <sup>3</sup> まで	51~100 m <sup>3</sup> まで	101~500 m <sup>3</sup> まで	501~1000 m <sup>3</sup> まで	1001 m <sup>3</sup> 以上
13mm	1,100	55	88							
20mm	1,320									
25mm	3,520									
30mm	5,720									
40mm	12,650				209	231	242	187	143	110
50mm	22,000			198						
75mm	52,580									
100mm	90,420									

【温泉事業区域及び入湯特別徴収義務者用】 (消費税込み)	
13mm	1,100
20mm	1,320
25mm	3,520
30mm	5,720
40mm以上	7,480

### 改定後の水道料金表【1か月】

口径	基本料金 (円)	従量料金 1m <sup>3</sup> 当たり (円)								
		1~5 m <sup>3</sup> まで	6~10 m <sup>3</sup> まで	11~20 m <sup>3</sup> まで	21~30 m <sup>3</sup> まで	31~50 m <sup>3</sup> まで	51~100 m <sup>3</sup> まで	101~500 m <sup>3</sup> まで	501~1000 m <sup>3</sup> まで	1001 m <sup>3</sup> 以上
13mm	1,540	99								
20mm	1,980									
25mm	6,710									
30mm	10,010									
40mm	18,040				220					253
50mm	29,370			209						
75mm	52,800									
100mm	122,650									

【温泉事業区域及び入湯特別徴収義務者用】 (消費税込み)	
13mm	1,540
20mm	1,980
25mm	6,710
30mm	10,010
40mm以上	14,740

平均改定率 26.95% (料金算定期間R6~R10)

